

八太郎地区住居表示 実施説明会資料

平成21年1月
八戸市都市政策課

1. はじめに

市街化が進んでいる地域において、「土地の番号」である地番がその本来の目的である「土地の番号」の性格をこえて住所を表示する目的に転用されており、その後、分筆、合筆等に伴う土地の変化により地番が順序よく並ばない状況となっています。そのため住居の場所が分かりにくく、探せないといった問題が生じています。このような状態を解消するため、昭和37年に「住居表示に関する法律」が制定されました。

当市においても、昭和48年に「八戸市住居表示に関する条例」を定め、城下・沼館地区を手始めに、平成19年度までに面積にして約2,484.9haを実施し、実施計画面積に対する実施率は75.6%となっています。

今年度は、八太郎地区(66.7ha)の住居表示を2月9日(月)から実施します。

2. 実施後の住所

これまで、住所に土地の地番を用いてきましたが、実施後は、新しい町名・街区符号・住居番号を用いることとなります。(アパートの部屋番号等は、方書として、住所の後に「アパート 号」と表記します。)

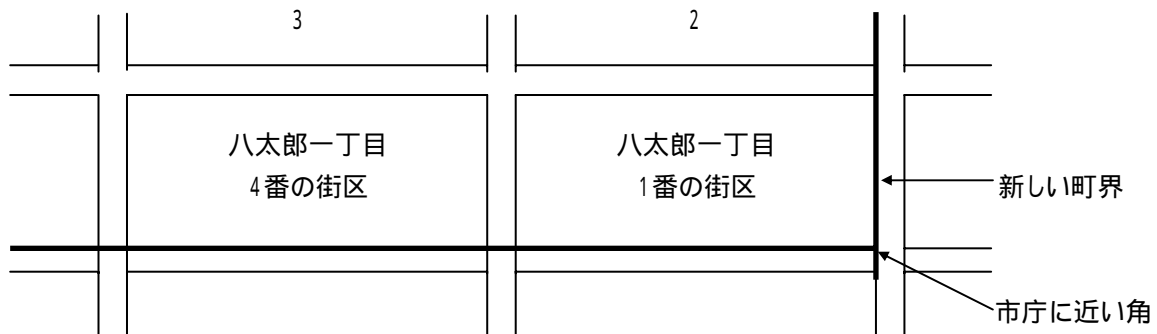
(1) 町名

次のとおり町名が変わります。

町名	住居表示実施前の町名等
八太郎一丁目	大字 河原木 字 川目 の一部
	大字 河原木 字 左比代 の一部
	大字 河原木 字 南町 の一部
	大字 河原木 字 濃谷地 の一部
	大字 河原木 字 中島 の一部
	大字 河原木 字 八太郎 の一部
八太郎二丁目	大字 河原木 字 洲先 の一部
	大字 河原木 字 左比代 の一部
	大字 河原木 字 八太郎 の一部
	大字 河原木 字 南町 の一部
	大字 河原木 字 中島 の一部
八太郎三丁目	大字 河原木 字 下谷地 の一部
	大字 河原木 字 根岸 の一部
	大字 河原木 字 八太郎 の一部
	大字 河原木 字 蓮沼 の一部
	大字 河原木 字 八太郎山 の一部
八太郎五丁目	大字 河原木 字 蓮沼 の一部
	大字 河原木 字 浜名谷地 の一部
八太郎六丁目	大字 河原木 字 浜名谷地 の一部

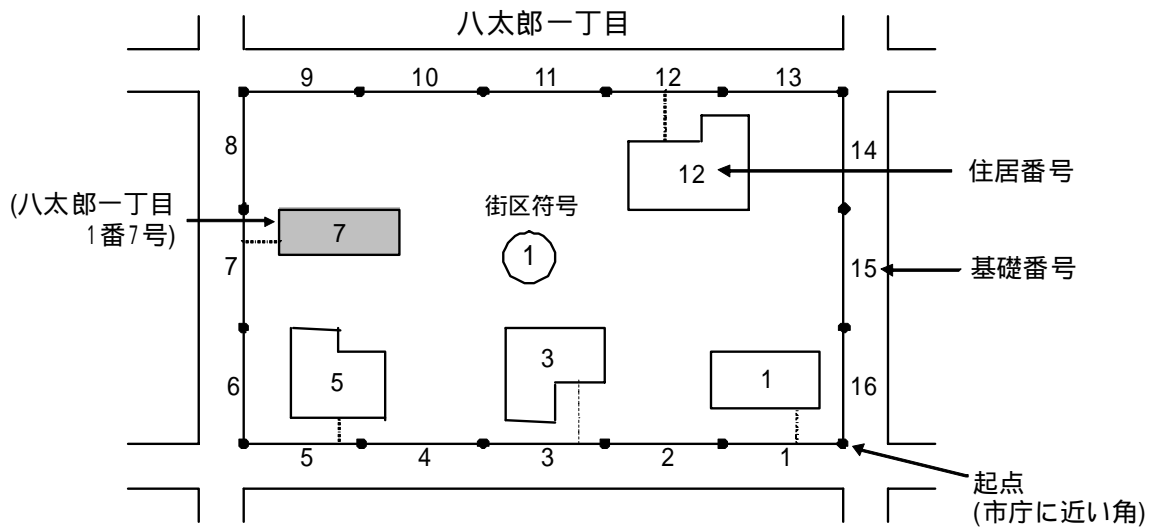
(2) 街区符号

道路や水路などを境にして区切った区画を「街区」といい、市庁に近い街区から順序よく番号をつけ、街区ごとにつけた番号を「街区符号」といい「番」で表します。



(3) 住居番号

1つの街区の周りを、市庁に近い角を起点として、右回りに10～15mごとに区切って番号をつけたものを「基礎番号」といい、建物の主な入口に接する基礎番号をその建物の「住居番号」として「号」で表します。



新しい住所の表し方 (塗潰した建物の場合)

(町名)(街区符号)(住居番号)

新しい住所は 八戸市 八太郎一丁目 1番7号 となります。

(4) 土地の地番

次の例図で、塗潰している建物がある土地の地番は、八太郎一丁目2番100となり、ほとんどの場合、「住居表示番号」と「土地の地番」は異なることとなります。

土地の地番については、旧字の地番と同じくなりますが、新しい町名に複数の旧字が含まれ、地番が重複した場合は、地番が変更されています。

4．住居表示に関する証明書

新しい住所の設定及び証明について、また、本籍の変更について、次のものが市から発行されます。

(1) 街区符号設定等通知書

住居表示設定の通知書で、1通のみの発行となります。

(2) 住居表示変更証明書

新住所と旧住所の関係を証明するものです。

(3) 本籍変更通知書

本籍変更の通知で、戸籍筆頭者へ1通のみの発行となります。(実施後、市民課より送付)

(4) 住居表示実施に伴う本籍証明書

新本籍と旧本籍の関係を証明するものです。

(5) (2) 及び (4) の証明書の発行

必要な部数を2月9日から無料で発行します。

証明書の申請は、代理の方でも可能ですし、印鑑等は何も必要ありません。

ただし、(4) の本籍証明書の代理申請は、同じ戸籍内の方に限ります。

証明書取り扱い場所

(1) (2) : 市庁別館6階 都市政策課 (内線 3 3 5 , 3 3 9)

(3) (4) : 市庁本館1階 市民課 (内線 2 4 0 , 2 3 1)

5．新しい郵便番号

八太郎 丁目 0 3 9 - 1 1 6 8

(八太郎一丁目から六丁目まで、すべてこの番号になります。)

6．通知用無料ハガキ、住居番号板等

(1) 住所変更通知用無料ハガキ

このハガキは、お知り合いや取引先などに新しい住所をお知らせするためのもので、郵便局から各戸に50枚、事業所には200枚配布になり、郵便料は無料です。

大量に必要な場合には、自費で同規格のものを印刷すれば郵便料は無料となりますが事前に、八戸西郵便局郵便課 (電話 2 7 - 2 5 0 2) へご相談下さい。

(2) 町名板及び住居番号板

新しい町名板と住居番号板は、郵便配達などの際に分かり易いよう、事業所の入口や門柱などに取り付けていただくもので、各戸に配布します。(アパートの場合は、家主さんに配布します。)

7. 関係行政機関等が住所変更手続きを行うもの

(1) 土地及び建物の表題部の表示変更について

住居表示実施に伴う土地及び建物の不動産登記簿表題部の所在・地番・家屋番号欄の表示変更については、平成21年2月9日をもって、青森地方法務局八戸支局登記官の職権により、表示変更登記がなされます。

その変更内容については、2月下旬頃、市から土地及び建物の所有者あて通知します。

(例) 土地の表示変更

		(地番)
変更前	八戸市大字河原木字八太郎	2番100
変更後	八戸市八太郎一丁目	2番100

(例) 建物の表示変更

	(所在地)	(家屋番号)
変更前	八戸市大字河原木字八太郎 2番地100	2番100
変更後	八戸市八太郎一丁目 2番地100	2番100

(2) その他の住所変更について

市税関係台帳・八戸圏域水道企業団・八戸税務署・公共料金(東北電力・NTT・NHK・八戸ガスなど)の住所

新しい住所と旧住所との対照となる住居表示新旧対照表により、各機関が備え付けの住所台帳を変更することになりますので、税並びに料金徴収については新住所で発行されます。

また、これらの機関以外の関係機関に対しても、その使用目的を明示していただいた上で住居表示新旧対照表の貸し出しをし、各機関が円滑に住所変更の事務処理を行えるような措置を講じています。

8. 皆さんで住所変更手続きをしていただくもの

別紙「手続き一覧」のとおり

9. その他

(1) 新旧対照案内図

新しい町名と住居番号を旧住所と対照記載した図面で、皆様に利用していただくため、各事業所及び消防など、必要な機関に配布します。

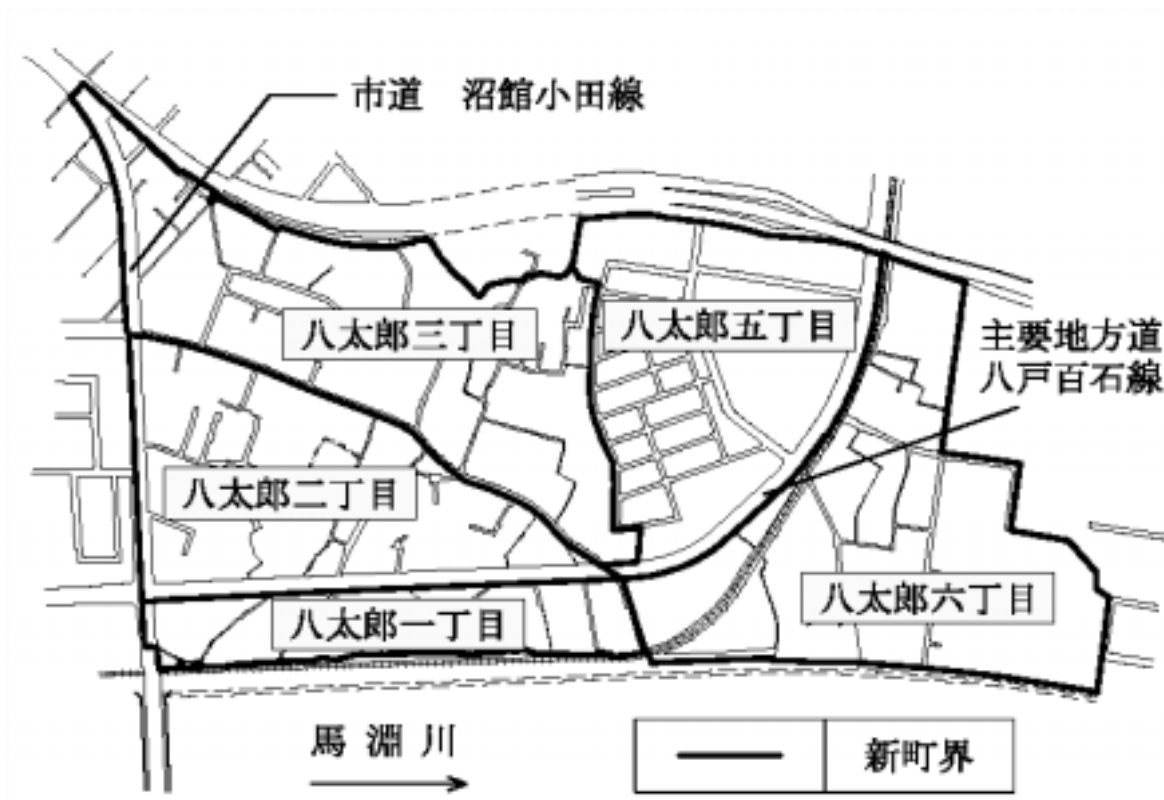
(2) 街区案内板の設置

新しい町名と街区符号及び主要な施設案内のため、地区内の主要幹線に案内板を設置します。

(3) 街区表示板

新しい町名と街区符号の表示のため、各街区の電柱等に街区表示板を取り付けます。

八太郎地区住居表示新町界図



【問い合わせ先】

【住居表示について】

八戸市 都市政策課 交通政策グループ
電話 43 - 2111 (内335)

【登記申請について】

青森地方法務局八戸支局
電話 24 - 3346